

## 3-1-2 既設立体横断施設の移動等円滑化

特定道路等に既設の立体横断施設がある場合には、併設する路上横断施設によって高齢者、障がい者等を含む歩行者が道路を円滑かつ安全に、横断可能な場合を除き移動等円滑化を図るものとする。

信号交差点に設置された立体横断施設については、高齢者、障がい者等を含む歩行者の歩行速度から必要となる歩行者用青時間を考慮した車道交通の処理、路上横断施設の車道からの見通し等を検討した上、十分な歩行者用青時間及び安全性を確保できる場合は、併設する路上横断施設を特定道路等における道路横断施設と考え、立体横断施設を移動等円滑化しないことができる。（参考資料参照）

ただし、十分な安全性を確保できない場合は、既存の立体横断施設の移動等円滑化を図るものとする。

## 参考資料

参考：歩行者の歩行速度

歩行者の歩行速度を既存研究資料等から属性別にまとめると以下のとおりである。

表3-1-1 歩行速度

	歩行速度 m/sec
健常者	1.0～1.7（平均1.3）
高齢者	0.8～1.3
車いす使用者（手動）	1.1程度
車いす使用者（電動）	0.7～1.7
下肢障がい者（杖使用者）	0.4～0.9
視覚障がい者（白杖使用）	1.0～1.1

- 参考資料
- ・立体横断施設技術基準・同解説、日本道路協会<sup>参考8</sup>
  - ・高齢者の住まいと交通、秋山哲男<sup>参考24</sup>
  - ・車いす、大川嗣雄 伊藤利之 他、医学書院<sup>参考25</sup>
  - ・建築設計資料集成、日本建築学会<sup>参考26</sup>
  - ・メーカーカタログ